

同時代史学会 News Letter

第37号 (2021年3月) ISSN 1347-7587

2020年度大会 教育現場の同時代史 ～コロナによる分断を越えて～

日時：2020年12月13日（日）

会場：オンライン開催（大会本部 東京学芸大学）

自由論題報告（10:00～12:30）

報告：賀茂道子（名古屋大学）

美化されたBC級戦犯 —映像テキストの変容に着目して—

長島祐基（公益財団法人日本近代文学館）

産業別労働組合と演劇サークル —全損保大阪地協演劇部から劇団大阪へ—

司会：戸邊秀明（東京経済大学）

全体会：（14:00～18:20）

主旨説明：及川英二郎（東京学芸大学）

報告：杉田真衣（東京都立大学）

若者の労働と生活から見た学校

河合隆平（東京都立大学）

学校教育における障害者の排除と包摂

コメンテーター：飯吉弘子（大阪市立大学） 大内裕和（中京大学）

司会：及川英二郎（東京学芸大学）

総会（18:45～19:30）

全体会

<報告概要>

若者の労働と生活から見た学校

杉田真衣（東京都立大学）

本報告では、子ども・若者が抱え込まされている困難を、以前からの社会変容と現在直面している新型コロナウイルス感染症（以下、コロナとする）拡大の両面から考察する。

女性の自殺者数の急増とその背景

コロナの影響で自殺者数、とくに女性の自殺者数が増加していると報じられてきた。その背景には、コロナの拡大が雇用、とりわけ女性の雇用に深刻な影響をもたらしていることがある。女性が多く従事する宿泊業・飲食サービス業や卸売・小売業がコロナの影響を大きく受けている。また、女性の6割強が非正規雇用労働者であり、非正規は正規に比べて休業補償を得にくい状況がある。

働ければよいというわけではない。医療、介護、保育や相談業務（DV や児童虐待など）といった人々の生活のために欠かせない仕事をする、いわゆるエッセンシャルワーカーは、休めないうえに、安全配慮義務が果たされていない職場で感染リスクにさらされている。しかもこうした公務の領域では非正規化が進行して「官製ワーキングプア」が生み出されてきたが、その4分の3は女性である¹⁾。

注目したいのは、2020年8月の時点では、女性の中でも若い女性の自殺者が増えたと報じられたことだ。精神科医の松本俊彦は、外来診療において2020年5月の大型連休あたりから若年層やリストカットをする女性の患者が増え、「自殺未遂や自傷行為がこの数カ月で多くなった」と述べている。そして「男性は職場など家の外での人間関係で傷つくことが多いが、女性は家族やパートナー、友達といった身近な人たちとの関係で追い詰められる」と話し、在宅時間が増えて家族関係の問題が生じやすい一方で、外出できないことでストレスや悩みを発散する場も失われていると分析している²⁾。

コロナの影響でDVも増えているが、それは面前DVという虐待の増加でもある。親の生活不安やストレスの増大が、子どもへの直接的な虐待をも増やしている。孤立感を強め、学校にも職場にも行けなくなった若年女性の中には、恋人の部屋に入り浸る人もいる。休業・失業による減収は「パパ活」・「援助交際」にもつながり、性暴力被害のリスクにいつそうさらされることになる。10代からの思いがけない妊娠の相談が急増したと2020年5月に報じられた背景には、こうしたこともあるだろう³⁾。

1990年代後半以降の〈学校から仕事へ〉の変容と女性

ただし、コロナの拡大以前から、少なくない若者、特に若年女性が、生きていけるという

展望を見出せずにはいた。報告者が調査で追いかけてきた現在 35 歳の庄山真紀（仮名）は、「長生きはしたくない」、「30 歳になる前に死にたい」という思いを抱き続けながら 30 歳を迎え⁴⁾、その後も希死念慮について口にしてきた。現在の若年女性の苦境は、コロナの拡大によってもたらされたというよりは、それによって顕在化したといえる。

1990 年代後半以降、いわゆる日本型雇用によってつくられた標準的なライフコースが縮小してきた。学校を出ても正規の仕事に就けない若者が増大し、就けても年功賃金と終身雇用は収縮して、安定した生活を手にしていたはずの男性正社員の多くは減収や離職を強いられた。女性はといえば、もともと結婚・出産を機に退職して家事・育児に専念することを余儀なくされていたが、いまや妻も働かなければ家計が維持できない。働く女性が増えたといっても、多くは非正規雇用である。若者が結婚、家族形成を思い描くのは難しく、家族がつくれたとしても困窮する子育て世帯が増加している。

こうした状況を若者たちがどう生きているのかを知るために始めたのが先述の調査である。報告者が追跡してきた女性たちの語りから浮かび上がることはいくつもあるが、ここで着目したいのは、高校の友人関係に支えられていたことである。彼女たちは高校時代の思い出話を「B 高あるある話」といったかたちで共有しており、いつでもその時点にともに立ち返っていた。この思い出は、移ろいやすく不安定な生活にあって「たしかに私たちはかつてそこにいた」という実感をもたらす準拠点となり、「そこからこれまで命をつないできた」と人生の履歴の感触を得ることを可能にする。とりわけ「長生きはしたくない」と思い続ける庄山にとって、現在の生を照射して確としたものとして感じさせ得るそうした準拠点が存在することの意義は小さくないだろう。

学校の性格変容

彼女たちは 2003 年に高校を卒業したが、学校では 2005 年頃より、あいさつの仕方、持ち物、休み時間・給食・掃除の時間の過ごし方などを「○○（自治体名や学校名）スタンダード」として統一させる動きが広がってきた。先に述べた 1990 年代後半以降の社会の変化から「学校で真面目に勉強していい学校へと進学できれば、いい会社に入れて、将来は安泰」というライフコースは思い描けなくなり、親の教育責任はいっそう強調され、親の高学歴化もあって、学校の正統性は弱まっている。親は学校を批判し、学校は「説明責任」が求められるようになった。学校は「スタンダード」という規律の達成度合いや学力テストの成績といった、目に見えやすい「成果」（「エビデンス」）によって、「説明責任」を果たそうとする。学校選択制の拡大も背景となって、学校間や自治体間で競争が加熱し、文部科学省や教育委員会はその結果によって学校への統制を強めてきた。

B 高校の教師たちは生徒のケアと自治的活動を重視しており、そうした学校のなかで彼女たちは友人関係を形成していた。しかし、「スタンダード」と学力テストが絡み合う体制によ

って、学校は管理・統制が隅々まで行き届いた隙間のない空間となっている。そこに適応できない子どもは排除されていくが、その多くは生活に困窮した家庭、暴力のある家庭、外国につながりがある家庭の子どもや障害のある子どもである。一方、経済的に余裕のある家庭の子どもは、排除は免れたとしても、先の見えない社会にあってなんとか子どもに安定をもたらそうと必死になった親によって「いい子」であることを強いられ、放課後は塾や習い事へと追い立てられる。子どもは、自分という固有の存在が他者から認められたと感ずることで、他者を信頼し、それを基盤として自治的な活動を体験しながら、社会をつくる主体的な担い手へと成長していける。現在の学校はそうした機会を奪っている。

高校では 2000 年代以降、個々の子どものニーズに即した「多様化」が進められてきたことにも注意を払わなければならない。低学力や不登校によって既存の高校に適応しにくい生徒のニーズに応えようと、カリキュラムが弾力的に運用されるようになってきている。単位制の高校が増え、通信制高校もまた増加していて、こうした高校の柔軟性は不利な状況に置かれた子どもに教育機会の均等という点でよい影響をもたらすものの、高卒資格をとにかく得たいという望みを叶えることに終始し、単位修得には還元され得ない高校での学びの内実は不問に付される危険性がある。単位制の拡大は個々の生徒のカリキュラム選択をより自由にするが、それぞれが個別に履修をしていくためホームルームが成り立ちがたく、生徒たちのネットワークの形成に寄与できなくなる可能性がある。

では家庭や地域はどうか。先に確認した現状からは、家庭は時に生存を脅かす場となることがわかる。地域においては、コミュニティは脆弱化し、社会教育施設は公設民営化等によって貧弱化している。学校はたしかに批判されるべきだが、その一方で、食が保障される場、家族からの避難場所や、頼れる人間関係を形成する場をほかに持ちにくい生活困難層などの子どもたちにとって、学校の存在が支えになり得ることは無視できない。

コロナの影響下の学校

現在、コロナの影響で「黙食」「自問清掃」がいつそう推進され、特別活動は縮小し、学習の遅れを取り戻さんと授業は長時間化・過密化して課題も増え、学習においてはいわゆる「主要教科」が重視されている。2018 年に文部科学省が発表した「Society 5.0 に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」で推奨されている「個別最適化された学び」は、どの子どもにも学びを保障する提言のようであっても、個別学習の推進を標榜した ICT の導入を公教育の市場化を推し進める突破口とする狙いもあると指摘されるが⁵⁾、コロナの拡大を背景とした ICT の導入促進は公教育の市場化をいつそう推進することにもなろう。市場化し個別のニーズに応えるだけでは、子どものキャリア形成が個人化し、貧困や不平等の不可視化が進むだけである。教師の多忙化に対処するために学校の機能を分化させようとする議論には重要な側面もあるが、とりわけ困難な状況に置かれた子ども・若者に必要なことを安易に学

校・教師から切り離すことのないよう、慎重になる必要がある。

注

- 1) 竹信三恵子「コロナが直撃した女性労働の脆弱構造—安全ネットなき「多様な働き方」のツケ」『fvisions』No.1、2020年、34頁。
- 2) 「10代女性の自殺、8月は去年の約4倍 コロナ禍で何が」朝日新聞 2020年10月3日付記事 <https://digital.asahi.com/articles/ASNB272P6NB2UBQU004.html> (2020年12月6日最終閲覧)
- 3) 「(新型コロナ)少女のSOS急増「望まぬ妊娠したかも」東京新聞 2020年5月15日付記事 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/16811> (2020年12月6日最終閲覧)
- 4) 杉田真衣『高卒女性の12年—不安定な労働、ゆるやかなつながり』大月書店、2015年、57頁。
- 5) 児美川孝一郎「Society 5.0と高校教育の『融解』」『高校生活指導』208号、2019年、57頁。

学校教育における障害者の排除と包摂～障害児教育の自律性の視点から

河合隆平（東京都立大学）

戦後の障害児教育は、養護学校義務制完全実施を画期として、差別的・排他的な「特殊教育」を障害のある場合の特別な教育（障害児教育）へと純化することで、重度障害児をふくむ、すべての障害児を義務教育に包摂してきた歴史といえる。しかし、戦後の「特殊教育」の制度原理、すなわち障害の種別と程度に応じて特別な場で行う教育という原理（通常学級で修学する障害児への特別な手立ての欠如）は「特別支援教育」制度においても基本的に温存されている。「特別支援教育」は、特殊教育の原理に「発達障害」（LD、ADHD、高機能自閉症）を添加（包摂）したにすぎず、その方策として量的な「ナショナルミニマム」達成論にもとづく「特殊教育」資源のリストラがめざされた。

2006年の特別支援教育の制度化以降、障害児学級・学校、通級指導教室の在籍者数は激増傾向にある。しかし、欧米に比して日本の障害児学級・学校の在籍率は低く、はるかに「インクルーシブ」である。しかし、その実態は公的支援のないままダンピングされた「エクスクルージョン」にほかならない。通常学級では「学校スタンダード」や「授業ユニバーサルデザイン」による教育の画一化や規律化が進んでいる。「だれもがわかる・できる」「みんないっしょ」という理念のもとで、障害児の固有な学び方は排除されていくほかになく、そもそも「だれも」「みんな」から重度の知的障害児は除外されている。一方、障害児学級・学校は過大・過密化し、通常の教育活動すらままならない劣悪な環境にある。こうした「障害にもとづく差別」（障害者権利条約第2条）といえる教育環境が、障害児学級・学校を劣等処遇の場として印象づけている。こうした学校における排除の事実を差し置いて、経済界が求め

る「誰も取り残さない教育」（ダイバーシティ&インクルージョン）」を推進すれば、障害児の権利と固有のニーズは差異と多様性に埋没させられていく。

こうして「インクルーシブ教育」が強調されるにつれ、障害児教育という固有の教育機能を縮減・解消しかねない状況が広がっている。文科省は、特別支援教育への移行期から、「特殊学級」と「通級による指導」を統合し、小・中学校で学ぶ障害児をすべて通常学級に在籍させ、必要な時間だけ特別な場に抽出して指導する制度に一元化する「特別支援教室」構想をしている。それは「通常学校における特別支援教育」の仕組みを超えて、障害児教育の機能それ自体を通常教育の「補完」に局限するものといえる。すなわち「特別支援教室」は、通常学級の教育からはみ出る「特別な指導」を行う特別な場なのであり、そこでの教育は「障害」などに直接対応した文字通りの「特別な指導」となる。

しかし、「特別支援教室」構想には批判や慎重な議論を求める声が寄せられ、その後棚上げにされてきた。ところが、2020年6月、文科省の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が、特別支援学級の在籍児童生徒につき「ホームルーム等の学級活動や給食等については共に行う」ことを「原則」とするというかたちで、特別支援学級の機能を縮減し実質的に特別支援教室化する方向を提起した。「ホームルーム等の学級活動」は、障害児にとって小集団での自治活動にほかならず、「人間関係の形成」（自立活動）という課題に応じる活動でもある。「給食」も「日常生活の指導」に位置づく重要な教育活動である。それゆえ、特別支援学校の対象と認定しうる重度障害児の通常学校における生活・学習基盤の不安定化をもたらしかねない。この有識者会議の提言には、パブリックコメントにおいて、特別支援学級教育の自律性を奪い、その教育機能を著しく縮減させるものとの批判が多く、結果的に2021年2月の最終の「報告」では「可能な限り」とトーンダウンした。この「特別支援教室」構想は、「教室」化と「学級」制度（義務標準法）の廃止による財政効率化をはかる新自由主義的な教育改革の一環に位置づくものである。これが象徴するように、通常学級から自律した教育課程と生活・学習集団によって運営される特別な教育形態（固定制障害児学級）の解体、すなわち「障害児教育のオプション化」という政策のトレンドは継続しているといわねばならない。

特別支援教育の制度化の過程では「一人ひとりのニーズに応じる教育」というキャッチフレーズによって教育の仕組みとして「場における教育」から「人につく教育」への転換が強調された。通常学級に在籍する発達障害児を念頭に、子どもの困難や課題を「アセスメント」して指導内容・方法を導き出せば、教育の場にかかわりなく「個に応じた指導」が最適化されるという発想である。「個に応じた指導」がどこでも可能であるとすれば、多様な教育の場の整備という課題意識は後退し、障害児教育の機能は、適切な指導課題を設定するための客観的な「アセスメント」（そのツールとして「個別の指導計画」）と通常学級教育の補完的指導に限定されるだろう。

実際に教育現場では、心理学的モデルによる支援技法の浸透とともに、子どもの能力や特性を心身の機能ごとに要素的に把握し、問題行動の消失をはじめ、障害や困難を短期間で改善させ、行動変容を促す指導が広がっている。こうして子どもを「スキルの束」とみる人間観や、「ソーシャルスキルトレーニング」のように、個人化され脱文脈化されたスキルの獲得が強調されるにつれて、子どもの人格発達への要求は不可視化されていく。そして、特殊教育・特別支援教育の教育目標論としての「自立」という用語が、適応主義のみならず、「個に応じた指導」とセットで個体還元的な能力・教育観を引き込んできた。1999年学習指導要領改訂における「養護・訓練」から「自立活動」への変更はその象徴といえる。一方、個体還元的な能力・教育観の乗り越えを企図する「関係論」的な発達論・教育論も提起されてきたが、「関係」の単位を対心理的な対人関係に焦点化することで、障害のある個人を経済や労働などの社会的諸関係から排除しかねないことに注意が必要である。

こうして「一人ひとりのニーズに応じる教育」が帰結するのは、教育の個人化と、もうひとつは「社会貢献」への圧力である。新学習指導要領の「資質・能力」が示すように、新自由主義教育は、子どもを小さな企業家とみて、卓越化に向けた絶えざる自己投金を求める。こうした高度化・高密度化した教育を、障害のある場合にも貫徹させようとするのが「インクルーシブ教育システム」(文科省)といえる。この間、文科省は「雇用」「文化芸術」「スポーツ」「高等教育」等の重点分野を設定した「障害者活躍推進プラン」を打ち出している。障害者への社会貢献の要請は、人間を生産性や効率性ではかる価値観の反映といえるが、それは「一億総活躍社会」にむけた国民・文化統合の一環である。したがって、その場合の「貢献」とは「障害のある人々が何らかの形で社会とつながっており、その生きる姿が周囲の人々に様々な形で良い影響を及ぼしている状況」も含まれることになる(「東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画」2017)。要するに、特別支援教育には、「Society5.0」の到来に向けて「多様な子供たちを誰一人取り残すこと」は許されないことを肝に銘じて、障害児に職業労働に従事する「能力」が期待できなくても無為に生きるのではなく、何らかの「能力を發揮し、共生社会の一員として」分相応に貢献できる「資質・能力」を育成することが要請されるのである。個人が「権利としての教育」を「享受」することを介して社会に「効果的に」作用する仕組みが障害者権利条約のいう「インクルーシブ教育」だとすれば、障害児に活躍や貢献を強要する教育は、もっぱら社会の要請に教育を従属させ、障害児の排除を帰結する。

インクルーシブ教育とは、簡潔に言えば「排除のない教育」である。障害児教育からみたインクルーシブ教育の実践と理論の核心は、通常教育の排除性を規制しつつ、障害児教育の自律性と固有性を担保することである。障害者権利条約の教育条項(第24条)は、「通常の学校か、特別な学校か」といった教育形態の議論を先行させてはいない。個人の権利と教育要求を満たすことを最優先に考え、発達の保障にふさわしい質を確保した教育形態とそれら

へのアクセスの整備を締約国の責務としている。そして、条件整備を回避することなく、「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」という本人の意思の尊重と自己決定を支える平等な教育の仕組みをつくるために、「完全なインクルージョンという目標」に照らして自国の教育の制度や環境整備の到達点と課題の吟味を締約国に求めている。

障害のある自己を引き受け、障害をもちながら生きる主体を形成するということは、合理的配慮も含めて、自らが必要とする支援や配慮を社会に向けて要求していくちからを育むことであり、社会の側が障害児・者の要求を実現できる基盤や条件を保障することにほかならない。そのために、自分自身でわかること、自分で選び・決めること、同じ障害のある仲間と出会うこと、社会（文化）と出会うこと、これらが学校教育の中味として、あるいは発達期の生活の中味として保障されなければならない。その場合、個人の必要に応じて、通常学校・学級から自律して組織される学びや生活の固有性、自治的な集団や活動が保障されなければならない。そうした特別な教育を権利として選びとることのできる仕組みを「他の者との平等を基礎として」整備することが、障害児学級・学校といった特別な教育の場を「一般教育制度からの排除」ではなく「障害のある人の事実上の平等を促進し又は達成するために必要な特定の措置」（障害者権利条約第5条）にしていく道である。

<コメント>

コメント：大卒人材への経済界ニーズから見える社会構造変化の観点から

飯吉弘子(大阪市立大学)

大学教育史、高等教育論、教育学の研究の観点、とりわけ、拙著『戦後日本産業界の大学教育要求—経済団体の教育言説と現代の教養論』(2008)およびそれ以降の研究成果からコメントを行った。

上述の拙著(2008)では、産業界の人材・能力要求変化から時代の方向性を把握し、これからの大学の教養教育のあり方を考えたが、これは、産業界要求を鵜呑みにして迎合するためではなく、あくまで時代の大きな方向性を探りニーズを把握した上で、大学独自に大学教育の意義・意味・あり方を考え主張していくための基礎研究として進めたものである。その後は、大学(教養)教育のあり方の研究—(批判的)思考力育成や「他者との学びの協働体としての大学教養教育システムのあり方」の科研費研究等—to注力したり、教育開発支援室(兼ラーニングセンター)の立ち上げやその副室長としての授業内外での学生の自律的学修を促す取組みや教育支援も含む、大学教育のあり方・開発研究等も行ったりするなど、大学教育の理論と実践の往還の中での研究の推進を心がけてきた。現在は、産業界と大学界・教育界のギャップを埋める方策や大学教育の意味・意義の発信などに改めて注目し、中小や新興企業、地域ニーズ等の把握や、大学での教育・学修の成果や意義の発信のあり方研究も今後進めていきたいと考えている。

以上のような、観点と研究成果をもとに、当日は、以下のような諸点について資料も提示しつつ、コメントや問題提起を行った。

1) 経済界ニーズから見る知識社会化と社会構造変化

現在進みつつある知識社会時代に経済界が必要としているのは、新しい「個」—個性・多様性・創造性・革新(イノベーション)—の重視であり、そのような「個」に求められるのは、自発的知的拡張性、課題発見解決力、イノベーション(と協働)などである。こうした変化への起点は1980年代頃であり、その後、1990年代後半以降に変化が本格化してきている。

2) 知識社会化—「第3の波」(A.トフラー)としての大きな変化：産業構造変化に伴う変化

上記1)の経済界ニーズの背景にある産業構造変化は、知識基盤社会への変化であり、それはすなわち脱工業化であり、社会の脱標準化や脱大規模化を伴うものである。そのような社会では、「サービス・思考・知識・実験」(無形性)が富の源泉となり、生産、市場、社会の脱大規模化、細分化が進み、発見的問題解決や関係性重視についての価値が増加するとされる。そのような社会の中での21世紀型学校制度とはどのようなものであるべき

か。近代学校制度は工業化時代のモデルであり、時代の大きな変化とともに学校制度自体も変化する必要があるのではないか。

3) 知識社会化に伴う社会構造変化—ネットワーク型社会、協働型社会へ。

従来社会では「ヒト」は一律にコストとして考えられてきた。これに対し、知識社会では、知識ワーカーはコストでなく「生産原価」(価値を創出する投資対象)となる一方で、単純労働者との格差拡大や排除という社会構造上の問題も内包している。実際 90年代後半以降、正規・非正規雇用間等で格差拡大が進んだ。こうした格差への社会的対応策をどう考えていくべきか。

4) 知識社会化という大きな方向性と「Society5.0」とを切り離して考える必要性

「Society5.0」は、国・政府の政策用語であり、もともとは、『第5期科学技術基本計画』(2016)で提示された(日本経団連提言 2018・2020 等でも言及)。上述の知識社会という大きな方向性と「Society5.0」は、分けて考える必要があるのではないか。もちろん、安倍政権以降、日本経団連などでは重なり合いが大きいのが、経済(界)の大きな方向性や本来ニーズと国・政府の政策は、切り分けて分析し論ずる必要があるのではないか。国の人文科学不要論等への経済界の反論もあったように、国・政府は「社会(経済界)ニーズ」という用語を隠れ蓑にしているのではないか。

5) 知識社会における創造性・革新(イノベーション) ニーズ

現在、創造性・革新に資するという注釈付ではあるが個性・多様性が重視され、脱組織化やフラットなネットワーク型の柔軟な社会の方向性が見られる。これらは、本来的には脱規格化の方向性ではないか。

6) 大学では、認証評価や外部資金獲得等のために、過剰適応も含めて、標準化する傾向も。

大学では、国(文科省や財務省)による「自由化・規制緩和」路線の結果として、逆に、標準化や規格化の傾向が見られる。教育成果や学修成果の説明や見える化は必要だが、誰に対する説明責任かが重要ではないか。学修成果は一義的には学生・生徒・児童のものなのではないか。

7) 知識社会が内包する構造的な格差の問題を超えて行くためには

大企業ニーズや国・政府の単位ではなく、多様な人々を包摂する社会のあり方を、地域や現場の文脈に合わせて考え、可能なものから実施することが重要ではないか。例えば、国・地方公共団体でのセーフティーネットの整備や、自分の身を守り質の高い人生を生きるために協力しつつ、より良く機能する社会構築に貢献できるような市民の育成を教育界が連携して実施する等。

8) その他の問題としては、産業構造変化に逆行する拡大路線など

際限なく拡大し続ける経済システムの暴走などの「グローバル資本主義」の問題がある。地域ネットワーク・共同体の組成や市民活動や、多様な文脈・個人の多様性に即し

た支援・包摂の試行錯誤、さらに、その基盤・ベースとしての民主主義社会の市民の育成（多様性を理解し、広い視野から多面的に把握できる「教養」の育成）や必要な支援・支え合いを求めている力の育成などが必要ではないか。

以上の観点から問題提起やコメントを行った上で、報告者2名それぞれに対して、以下の質問・コメントを行った。

【杉田真衣氏への質問・コメント】ご報告からは、女性を巡る貧困や格差についての具体的な状況を知ることが出来た。コロナ禍で一層悪化している、見えにくい女性の貧困や非正規雇用者の問題、および家族単位での子どもを含む貧困や不平等の固定化・不加視化等について、どこから(どの単位で誰が何に)取組んでいけば良いとお考えか。(国・地方公共団体・学校・地域・NPO・・・)

【河合隆平氏への質問・コメント】ご報告からは、初中等教育での障害者教育の体制とその課題について詳しく学ぶことが出来た。大学では、学生たちの申出に基づく、個別ケースにあった「合理的配慮」を行う方向性であり、基本的に、一般の学生とともに学びつつ、本人の申出・希望に応じて個別に対応している。大学以前の教育を含め、個々人が、学校卒業後の今後の社会において、自分の身を守り、質の高い人生を生き抜けるために他者とつながり協力していける市民(人間)として育つための障害者教育の理想のあり方とはどのようなのだとお考えか。

コメント

大内裕和（中京大学）

杉田真衣「若者の労働と生活から見た学校」報告については、二点の質問を行った。第一に、近年の新卒就職率の上昇と「氷河期」世代との対比、若年層の安倍政権支持を考えた場合に、近年の若年層について杉田報告の調査対象者とは別の分析・表現が必要ではないかという質問である。杉田報告においては、1990年代以降の雇用状況の悪化にともなう若年層の貧困化、特に女性の貧困化が論じられている。この点について異論はないが、第二次安倍政権登場後に新卒学生の就職率は上昇し、20代女性の正規雇用労働力率も上昇している。これは2012年後半からの景気回復と大量退職による人手不足を背景としており、必ずしも安倍政権の経済政策（アベノミクス）によるものではないし、彼らの経済状況の深刻さが必ずしも解消したわけでない。しかし、この就職率上昇が若年層の安倍政権支持率の高さを支えた可能性は否定できない。こうした状況下で近年の若年層については、90年代以降の若年層とは異なる分析・表現が必要ではないかと尋ねた。

第二に、杉田報告が取り上げた4人の女性が、その苦難のなかで自らの置かれた状況を客

観的に認識することの困難性とそれを獲得する契機はどこにあるのかという質問である。杉田報告の4人の語りからは、彼女たちが自らの周囲にあるさまざまな社会的資源を利用・活用しながらそれぞれの「生存戦略」を実践している姿が浮かび上がってくる。しかし、その一方で彼女らが、自分たちが置かれている状況や矛盾に気づき、社会に何らかの働きかけを行うことは相当困難であるように思われる。すでに「死にたい」という言葉からも分かるように「生存」そのものが危機であるのだから、「社会的資源」そのものの拡充を求める必要があるだろう。彼女らをそうした認識に達しにくくさせているものは何なのか、そうした認識を獲得する契機があるとすればどのあたりにあるのかを尋ねた。

河合隆平「学校教育における障害者の包摂と排除」報告については、第一に、「インクルーシブ教育」「特別支援教育」の導入に対して、「障害児教育」の側はどのような議論を立ててきたのかという質問を行った。1980年代の臨時教育審議会以後の教育改革は、支配層の側が「個性重視の原則」や多様性を打ち出すことで、それまでの教育学や市民運動の側の批判的立脚点として存在した「自由」や「多様性」という言葉や理念を横領してきたプロセスがあると私は考えている。同様のことが障害児教育においても存在したのかどうかについて質問した。

第2点目に、河合報告において『特別支援教育』は、特殊教育の原理に発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症）を添加（包摂）したにすぎない」とある。発達障害の登場は、それまで「障害のない子ども」のなかに新たな「障害」（それにとまらぬ排除）をもたらしたもののようにも見えるが、発達障害が加わったことが障害児教育にどのような影響を与えたのか、あるいは与えなかったのかという質問である。

そして杉田報告・河合報告双方を通じたコメントとして、「教員の労働と生活から見た学校」という視点の重要性を強調した。近年の教育改革は、予算増と人員増抜きの改革メニューのたび重なる押しつけにより、教員の多忙化が限りなく進行している。杉田報告における学校教育の可能性や河合報告で提示されたあるべき障害者教育の実践も、それを可能にするためには教員の多忙化解消（＝労働条件の改善）が必要不可欠である。教員の多忙化の解消がなされなければ、杉田報告で批判された「学校スタンダード」、河合報告で批判された「授業ユニバーサルデザイン」などの教育の画一化も、教員の多忙化軽減のための「マニュアル」として受容されることになりかねない。

第一の質問に対して、杉田氏からは「氷河期世代」がスタンダード化しており、それを参照系として第二次安倍政権以降の若年層世代の自己認識がつくられているという指摘があった。第二の質問については、生存の困難が深まるなか、スコットランドにおける生理用品無料化の情報をきっかけとして、調査対象者の女性の一人が日本政府への批判を始めた事例が紹介された。

河合氏は第二の質問から答えがあり、発達障害が加わることによる学校イメージの変容が

指摘された。一定の社会資本を持つ保護者の増加により、新自由主義による「個別化」が積極的に受容される側面が生み出されているとの説明がなされた。第一の質問については、「国民の教育権」の枠組みによって、障害児教育論の側に保護者の教育要求と教師・教育現場の教育要求とのズレに若干ナイーブな面があり、教育改革の「個別のニーズ」論に抗しきれない面があったと説明があった。

杉田・河合両報告とも「教育現場の同時代史」を考えるのにふさわしい内容であり、質問への応答からも数多くの示唆を得ることができた点に感謝したい。

<全体会参加記>

榎本寅吉（東京学芸大学大学院）

年次大会での全体会「教育現場の同時代史～コロナによる分断を超えて～」では、趣旨文にあるように、1990年代以降、新自由主義的な競争原理による様々な分野（医療、介護、教育現場等）での疲弊が今回のコロナ禍で表面化し、分断されていく現状を捉え、その状況にいかにかうか。コロナが可視化した可能性にも目配りしながら、そのしわ寄せを大きく受ける教育現場に着目することで考察していくものであった。ここでは、全体会での2名の報告のポイントと現在、筆者が都内の小学校の特別支援学級で週2日勤務し、学校現場で感じたことを合わせて記したい。

まず、杉田真衣氏の報告「若者の労働と生活から見た学校」では、今回の新型コロナウイルス感染拡大によって社会階層の低い女性に深刻な影響を与えていること。これらが1990年代以降の新自由主義的な競争原理による社会の変化から、2000年代の成果主義に基づく「学校スタンダード」という規律化の影響によって事態を一層深刻化していることを明らかにした。杉田氏は高卒で非正規の仕事についてきた4人の女性から継続的に聞き取り調査をおこなう中で、「高校で形成された友人関係」が卒業後も自己の尊厳を守る機能を果たしていると指摘している。また、近年の学校批判への対応として児童・生徒へのゼロトレランス政策が子どもの多様性や主体性を奪っていると指摘している。

様々な意味で「ゆとり」のない学校現場であるが、1990年代から公立学校の週五日制が模索され、2002年度から完全実施されるに至った。授業時数も大幅に削減され、これまでなら半日授業のあった土曜日が休日となり、裕福な家庭では学習塾やピアノ教室、スポーツ活動など様々な教育サービスを受けることができるようになった。一方で、教育サービスを受けることができない社会階層との教育機会の格差は進んでいる。1990年代から議論されてきた「ゆとり」教育という名の新自由主義的な路線は教育格差をさらに拡大させてきたと見ることもできるのではないか。

杉田氏の報告では2000年代以降の学校現場を取り巻く困難な状況を実態に即して捉え明らかにした。一方で、現在の窮屈な学校現場に大きな影響を与えている教育行政の変化や政治的力学についての視点も必要であると考え。コメンテーターの大内裕和氏が指摘していたように「国家の教育権」と「国民の教育権」をめぐる対立や、必ずしも親和的でない新保守主義と新自由主義的な教育政策における対立や矛盾などを俯瞰する視点から本報告を位置づけて、議論することもできたのではないか。教員の多忙化、非正規化、官僚制化によって声を上げることすら難しい学校現場の状況の中で、学校の抱える潜在的な課題を認識することができた報告であった。

自由論題報告

<報告要旨>

美化されたBC級戦犯

—映像テキストの変容に着目して—

賀茂道子（名古屋大学）

なぜBC級戦犯映像に着目したのか

BC級戦犯とは、通例の戦争犯罪（捕虜虐待、占領地の住民虐殺などの戦時国際法違反）を犯した戦争犯罪人を指す。戦後、フィリピン、マニラ、シンガポールなどの日本軍の占領地および横浜で行われたBC級戦犯裁判で裁かれ、約930人が死刑となった。

BC級戦犯には、人違いもしくは上官の罪をかぶって処刑されたといった「悲劇」「不条理」のイメージがつきまとい、こうしたイメージの形成に、戦犯の遺書や映像での戦犯の描かれ方が関係していると言われている。なかでも『私は貝になりたい』はこれまでに4度も映像化され、最もBC級戦犯のイメージ形成に貢献したとされている。本報告では『私は貝になりたい』および、他のBC級戦犯を主人公とした映像の分析を通して、「悲劇」「不条理」だけではない、BC級戦犯のイメージの具体化を試みるものである。そのうえで、商業映像は視聴者からの受容が求められることを念頭においたうえで、戦犯映像の時代による変化から導き出される戦争観の変化、並びに戦犯が美化された背景を考察する。

心理的修復のプロセスとしての1950年代映像

映像分析を行うにあたり前提条件として、既に1950年代初頭には『世紀の遺書』（巣鴨遺書編纂会、1953年）に代表される戦犯の遺書の刊行、戦犯家族の苦悩を描いた映画『モンテルパの夜は更けて』（新東宝、1952年）、戦犯救済運動などにより、BC級戦犯に対して同情が集まっていた事実を確認しておきたい。

こうした状況下、1956年に戦犯を主人公とした映画『壁あつき部屋』（松竹）が公開となり、続いて1958年に『私は貝になりたい』（サンヨーテレビ）がテレビドラマとして放映された。『壁あつき部屋』は、上官の命令やいわれなき理由で罪を犯した（とされる）3人の戦犯の苦悩を、スガモプリズンに収容されていた戦犯の手記を基に描いている。『私は貝になりたい』については今更説明するまでもないだろう。上官の命令でB29搭乗員殺害に関与した二等兵の善良な主人公が、その罪で処刑されるという悲劇を描いたものである。このドラマは好評を博し、翌年に映画化されることとなった。

『壁あつき部屋』ではなく『私は貝になりたい』が好評を博した理由は、両者の映像の作り方の違いにあった。『壁あつき部屋』はリアルな戦争が描かれている。すなわち、中国での残虐行為の回想シーン、南方で処刑される戦犯に向けられた現地住民の怒号、こうした眼をそむけたくなる戦争の現実、日本軍の犯した圧倒的ともいえる残虐行為が敵の姿とともに

描かれているのである。小林正樹監督はこの映画を反戦映画として制作したと述べている。残酷なシーンだけでなく、加害者として戦犯の罪に向き合う姿や、自分たちが再軍備の引き換えとして扱われることへの反発など、政治的な側面も含んでいる。

これに対し『私は貝になりたい』は、敵の姿はほとんど見えない。捕虜刺殺シーンはぼかさされ、無実の主人公の苦悩に焦点があてられている。橋本は反戦ドラマとしてではなく人間ドラマとして脚本を書いたと述べているが（『朝日新聞』1994年2月5日ほか）、まさに人々は映像により心を揺さぶられ、涙を流す。この点において人間ドラマとして成功を収めたと言えるだろう。

ジョン・ダワーはBC級戦犯の物語を、日本人の「心理的修復のプロセス」（ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』下、岩波書店、2004年）と形容しているが、確かに『私は貝になりたい』はそのプロセスにおいて良薬だったかもしれない。同時期に公開され空前の大ヒット記録を打ち立てた『明治天皇と日露大戦争』（新東宝、1957年）は、美しい心を持つ日本人が天皇の下で一致団結して大国ロシアを倒すという、一言で言えば痛快な映画である。制作側は「過去の偉大な日本の姿に目を止め、そこから日本人の失われた自負を取り戻してほしい」（『キネマ旬報』1957年4月下旬号）と述べている。1950年代の映像に求められたのは、新たに日本人が立ち上がるための後押しであり、それには『壁あつき部屋』よりも『私は貝になりたい』の方がふさわしかったのであろう。

2000年代映像の特徴

『私は貝になりたい』は1994年にTBS開局50周年記念番組として所ジョージ主演でリメイクされ、2008年には中居正広主演で再映画化（東宝）された。1994年版の脚本は前作と大きく違わないが、2008年版はかなり加筆・修正がなされている。

まず、罪の矮小化および正当化がなされている。矢野中将の捕虜殺害命令が（捕虜を）「適当に処分せよ」から「適切な処置を行え」と変化し、矢野の罪を矮小化している。このセリフの変更は、矢野中将をヒーローとして描くという映画の核心へとつながっていく。2008年版では新たに矢野中将の処刑シーンが挿入され、矢野中将は米軍の都市への無差別爆撃が戦争犯罪であると主張したのちに、堂々と処刑階段を上っていく責任ある司令官として描かれている。またこれと呼応するように、空襲後の東京の様子を見て、主人公が「大勢の人が死んだんだらうな」とつぶやく。このシーンも前作までにはなく、全体として空襲を持ち出すことで捕虜殺害の罪を正当化しているようにも見受けられる。もともと前作においても捕虜殺害を命じる上官が空襲被害を持ち出す場面があったが、2008年版ではそれをよりいっそう強調する形となった。

2つ目の特徴として、家族の絆を強調している点が挙げられる。前作までの映像にはなかった妻との出会いのエピソードや、妻が献身的に減刑嘆願署名を集めるシーン、2人目の子

どもの誕生などが新たに挿入され、より家族愛を強調した「人間ドラマ」として完成度を高めている。

実は『私は貝になりたい』が公開された2008年前後には、他にもいくつかのBC級戦犯を主人公としたドラマが制作されている。2007年8月に日本テレビで『私は貝になりたい——真実の手記・BC級戦犯加藤哲太郎』（以後『真実の手記』）が放映された。加藤哲太郎は『私は貝になりたい』のモデルとされる人物で、終戦後に部下の捕虜殺害の罪で逃亡したあと死刑判決（のちに減刑）を受けた。その手記をドラマ化したものである。続いて2008年3月に、B29搭乗員の処刑を命じた東海軍管区司令官・岡田資中將が、B29搭乗員は捕虜ではなく戦犯であると主張し法廷で闘いぬく姿を描いた映画『明日への遺言』（角川）が公開された。2008年12月には、B29搭乗員を殺害して終戦後に逃亡した主人公の苦悩を描いたテレビドラマ『最後の戦犯』がNHKスペシャルとして放送されている。

これらの映像にも『私は貝になりたい』と同様の傾向がみられる。すなわち、罪を矮小化・正当化する一方で家族との絆に焦点を当て、より「悲劇」を強調した美しい物語となっていることである。『真実の手記』では、実際には捕虜は多数の兵による刺突で殺害されたにもかかわらず偶発的な出来事で死亡したことになっており、主人公の関与はなかったとされている。『明日への遺言』では、生まれたばかりの主人公の孫を通して米国人弁護人との絆が強調されている。

ただし『最後の戦犯』だけは、上から命令された行為でも実行した自分の罪であると罪を認め受け入れている点で戦犯の「悲劇」を強調した他の映像とは異なる。これは脚本を担当した鄭義信の考えを反映したものである。彼は舞台演劇『赤道の下のマクス』（2018年）でも同様のセリフをいれている。在日コリアンである鄭は、筆者のインタビューに、当初からBC級戦犯は被害者であると同時に加害者であることを意識していたと答えた。しかしながら、このような上官の命令による行為を罪と認めるメッセージは響かなかったようである。『最後の戦犯』に対しては他の映像同様に「悲劇」として捉えた視聴者が多かった。2000年代には既にBC級戦犯に対する悲劇の主人公としての捉え方が定着しており、罪そのものに対する議論は起こらなかった。

2000年代の戦犯映像で、戦犯の設定が『私は貝になりたい』の戦犯像、すなわち「召集された兵士」「上官の命令」「（無差別爆撃をした）B29搭乗員の殺害」という共感を生みやすい要素で構成されていることも注目すべきであろう。当初は、『壁あつき部屋』や『モンテンルパ』に見られるように現地住民の殺害も描かれており、実際のBC級戦犯の罪状でも現地住民殺害が多かった。『私は貝になりたい』はBC級戦犯の被害者史観を決定づけたと言われているが、それだけでなく、BC級戦犯像を規定し、その物語が「人々の心を揺さぶる」という点において商業的価値を持つことを明らかにした点も、見逃せない視点である。

まとめ

BC級戦犯の体験は、空襲や出征とは異なり、国民の間で共有されたものではない。それゆえ一面の事実が書かれている戦犯の遺書がすべての事実をあらわしていると捉えられ美化された面はあるだろう。さらに、BC級戦犯の物語は人々の心を揺さぶり感動を与えると
いう商業映像に求められる条件をみたしているがゆえに、より感動を演出するために現実とは異なるストーリーとして再生されることになった。BC級戦犯の記憶は、戦犯の遺書と商業映像によって形作られたことが美化につながったと言える。

原爆投下や空襲で対抗することでBC級の罪を相対的に矮小化する描き方は、映像だけでなく劇団四季ミュージカルの『南十字星』（2004年）でも見られる。この背景に、近年多くの国民の間で、日本だけが悪かったのか、いつまで謝罪が必要なのかと言った鬱積した感情が広がっていることがあるのではないだろうか。『真実の手記』の佐藤敦デューサーは「美しい心を持った日本人を描きたかった」（読売新聞 2007年8月21日）と述べている。2008年前後にBC級戦犯の映像が集中しているのは、2006年に発足した安倍政権のスローガン「日本を取り戻す」により、こうした空気がピークに達したことが関係しているのかもしれない。

産業別労働組合と演劇サークル ー全損保大阪地協演劇部から劇団大阪へー

長島祐基（公益財団法人日本近代文学館）

戦後の労働組合研究では企業別労働組合が多い点が日本の労働組合の特徴として語られてきた（1）。企業別労働組合は、企業を一つの単位として仲間意識や共同性を作り出しつつも、企業の枠組みを超えた運動の難しさという課題を抱えている。そうした中で個々の企業の枠組みを超えて組織される労働組合として産業別労働組合やナショナルセンターがある。個別企業の枠組みを超える労働組合の取り組みに関しては全日本産業別労働組合会議の研究や、総評（日本労働組合総評議会）労働運動に関する研究、炭労など個々の産別組合に関する研究が進められてきた（2）。一連の研究は春闘をはじめとする賃金闘争や個別企業内の組織化、労使交渉における産業別組合の役割を明らかにしてきた。

しかし、産業別労働組合が企業の枠組みを超えた形を維持／発展させる際に重要な要素となるのは賃金や労働条件に関する経営者との交渉や闘争、あるいはそれを通じた組織化や組合員の団結だけでなく、日常活動を通じた個別企業の枠組みを超える組合員の共同意識の形成や変容である。本報告は1950年代から1970年代初頭にかけて職場で活発だったサークル運動とその変化に着目することで、こうした課題に応えるものである。

サークル活動は労働組合を一つの基盤としつつ、労働組合とも異なる仲間意識や共同性を作り出してきた。例えば天野は戦後のサークル活動について、双方向的な話し合いを通じて共同性やメンバー同士の「つきあい」を作り出してきたと指摘している (3)。うたごえ運動や勤労者音楽協会に着目した研究では、うたうことを通じた心身の解放や人間関係の形成、あるいはサークルを通じて教養的な音楽を聴くことを通じた労働者相互の「つながり」の形成が指摘されている (4)。また、個別のサークルをつなぐ取り組みとして国民文化会議の結成や日本のうたごえ祭典開催を通じてサークルを越えた結びつきも目指された (5)。

では、個別企業を超える産業別労働組合とサークルの活動や共同性はどのようにリンクし、両者がどのように影響を与え、どのような作品が作られ、サークルのメンバー(労働組合員)の連帯感や問題意識が深化していったのだろうか。サークル研究は政治から相対的に自立した領域として文化という領域を想定し (6)、政党政派の指導との対抗的な局面に言及してきた (7)。そうした中でサークルの共同性の基盤として語られてきたのは一つの工場や特定の炭鉱に努める労働者が住む居住地、あるいは個々の企業や組合内に設置された練習場所である (8)。それは一つの工場や炭鉱、企業、組合をベースとした活動に着目してサークルの存立基盤を明らかにしたものである。

こうしたサークルと労働組合の関係は企業別労働組合の中のサークル活動ではなく、産業別労働組合と企業の枠組みを超えたサークル活動においてより問題となると考える。企業別労働組合をベースとするサークル活動が有する共同性やセクト性は企業の枠組みの中での仲間意識、経営者や企業外の政党政派との対抗関係として一応理解できる。これに対し個別企業の枠組みを超えた産業別労働組合をベースとするサークル活動の場合、企業の枠組みを乗り越えるサークルの取り組みやそれを支えるメンバーの意識と産業別労働組合との関係が課題となると考えられる。また、サークル研究は総評の労働運動が活発であった 1950 年代の運動が中心であるが (9)、1960 年代の高度成長と企業社会の形成、民間企業労働組合における労使協調路線の定着といった労働運動の変化の中でサークル活動や担い手がどのように変化していったのかを捉えることも、上記の要素の相互関係の変化や運動のダイナミズムを捕える点で重要である。

本報告では産業別労働組合として全損保(全日本損害保険労働組合)に着目し、全損保の演劇サークルとして 1955 年に結成された全損保大阪地協演劇部と、その流れを受けて 1972 年に結成された劇団大阪を取り上げる。全損保大阪地協演劇部から劇団大阪結成に至る演劇サークルの活動と作品のテーマ、担い手を対象として、①産業別労働組合としてのまとまりを支えていた組合員の意識、②1950 年代のサークル活動を通じた組合員の交流や作品に描かれた問題意識、③1960 年代の労働組合の変化やサークルの担い手の交代と運動の変化を検討した。分析を通じて産業別労働組合の中で組織された演劇サークルが、企業の枠組みを超えた共同性や問題意識をどのように作り出したのか、1960 年代の労働運動の変化の中でど

のようにサークル活動が変化していったのかを検討した。以上の課題を掘り下げることは戦後のサークル運動をより多角的に検討するばかりではなく、企業別労働組合の研究や産業別労働組合がカバーしていなかった領域にスポットを当てると考える。

本報告の知見は以下のとおりである。敗戦直後の損害保険業界は各種規制を通じた「護送船団行政」を背景として確立する一方で、独禁法の適用に対していかに業界の自主性を維持するのかが大きな課題であった。こうした中で結成された全損保では戦後の一時期までは経営側と労働組合側の間に一定の協調関係があり、異なる企業の労働者の間にも企業意識や対抗意識ではなく同じ損害保険を売る労働者としての連帯感が存在した。こうした労働者の意識は産業別労働組合の基盤でもあり、文化活動においては文化祭内での演劇コンクールの開催や、稽古場や発表の場となる食堂や会議室への他企業労働者の出入りが可能であるという点で企業の枠組みを超えたサークル活動を支える基盤となった。

全損保大阪地協演劇部の活動や作品は、企業の枠組みを超えた労働者の共同体意識を強化する面があった。サークルの結成を通じた仲間意識の醸成を描いた作品や、営業所が抱える問題を描いた作品を上演し、幹部闘争に終わらない労働組合を作り上げることを目指した。演劇部の作品や活動は職場の仲間達からの共感を得、企業の枠組みを超えた人的交流を可能とした。1950年代の全損保大阪地協演劇部の活動は組合と相補関係にあり、その中での全損保大阪地協演劇部の活動は観客の動員やその中から新たな担い手（役者）が現れるといった形で企業を超えた人的交流を促進していった。

1950年代前半の演劇サークルの活動を支えた諸条件は裏を返せば1950年代後半以降、経営側と労働組合側の関係が対立的になり、企業意識の注入などを通じて企業間競争が激しくなる中でサークルの活動が難しくなることを意味していた。全損保は金融関係の労働運動の高揚を背景として1961年に損保・金融共闘を結成するなど、金融関係の労働組合との提携を強めていった。そして産業別労働組合の提携関係を背景として、大阪では金融関係の労働組合や日産火災で新たな演劇サークルが誕生し、新たな担い手が現れた。1960年代後半は全損保の分裂など職場での演劇創造をめぐる条件は悪化したが、高度成長期の賃金の上昇は身銭を切って劇団という形で演劇を行うことを可能とした。損保・金融の演劇サークルはこうした条件の変化の中で1972年に大同団結して劇団大阪を結成した。職場の問題を労働者が描き、上演する演劇運動は産業別労働組合の提携関係を背景としながら担い手の交代や運動形態の変化を経て継続されていった。

劇団大阪では職場の問題を描いた作品が上演されたが、劇団という形で活動していく中で、職場での労働運動との間には一定の「距離」が生じることになった。1950年代から1970年代初頭の大阪の損保関係の労働者による演劇運動は、戦後の諸条件の中で結成された産業別労働組合内の労働者の意識や産業別労働組合間の提携関係を背景としながら結成や再編を経て担い手や運動の性格を変化させつつ、労働者の手による演劇創造／上演活動としての演

劇運動を持続させてきた。今後は以上の点を踏まえつつ作品の中身や役作り方法といった演劇独自の点を検討していきたい。

注

- (1) 例えば白井泰四郎『企業別組合』中央公論社、1968年。熊沢誠『労働組合運動とはなにか——絆のある働き方をもとめて』岩波書店、2013年。
- (2) 田口富久治『日本の革新勢力』弘文堂、1961年。赤堀正成『戦後民主主義と労働運動』御茶の水書房、2014年。平地一郎「日本の産業別労働組合研究（上）——戦後から高度成長期」『佐賀大学経済論集』第48巻6号、2016年、1～22頁。同「日本の産業別労働組合研究（中）——産業別交渉の模索」『佐賀大学経済論集』第50巻4号、2018年、1～22頁。同「日本の産業別労働組合研究（下）——産別レベル賃金交渉」『佐賀大学経済論集』第51巻4号、2019年、69～90頁。
- (3) 天野正子『「つきあい」の戦後史——サークル・ネットワークの拓く地平』吉川弘文館、2005年。
- (4) 長崎励朗『「つながり」の戦後文化誌——労音、そして宝塚、万博』河出書房、2013年。河西秀哉『うたごえの戦後史』人文書院、2016年。
- (5) 水溜真由美『『サークル村』と森崎和江——交流と連帯のヴィジョン』ナカニシヤ出版、2013年。
- (6) 黒川伊織「朝鮮戦争・ベトナム戦争と文化／政治——戦後神戸の運動経験に即して」『同時代史研究』第7号、2014年、3～17頁。
- (7) 竹内栄美子『中野重治と戦後文化運動——デモクラシーのために』論創社、2015年。
- (8) 水溜注5前掲書。辻智子『繊維女性労働者の生活記録運動——1950年代サークル運動と若者たちの自己形成』北海道大学出版会、2015年。河西注4前掲書。長島祐基「戦後大阪の演劇運動と労働者の主体形成——大阪府職演劇研究会を中心として」『同時代史研究』第13号、2020年、37～53頁。
- (9) 例えば道場親信『下丸子文化集団とその時代——一九五〇年代サークル文化運動の光芒』みすず書房、2016年。

<お詫びと訂正>

News Letter 第36号中に誤りがありましたので、お詫びとともに訂正いたします。

P13 <自由論題報告概要>

長島祐基氏報告タイトル。

(誤) 産業別労働組合と演劇サークル：全損保大阪地経演劇部から劇団大阪へ

(正) 産業別労働組合と演劇サークル：全損保大阪地協演劇部から劇団大阪へ

要旨2行目

(誤) 全損保大阪地経演劇部

(正) 全損保大阪地協演劇部

『同時代史研究』第15号の投稿原稿の募集について

同時代史学会編集委員会

『同時代史研究』第15号(2022年8月刊予定)の投稿原稿を募集いたします。奮ってご投稿くださいますよう、お願い申し上げます。

投稿規定、審査規定、執筆要領については、同時代史学会のホームページをご覧ください。

http://www.doujidaishi.org/journal/journal_rules.html

スケジュール・投稿手続きは下記のとおりです。

2021年7月31日(土) 投稿原稿のエントリー締め切り

- 投稿をご希望される方は、電子メールで編集委員会宛に、名前・所属・原稿種別・題名をご連絡ください。

アドレス : journal@doujidaishi.org

- 投稿原稿を提出する段階で、題名を若干修正することは認められます。
- 1週間以内に返信いたしますので、万が一到着しない場合には、必ずお問い合わせください。
- 会員以外の方は投稿できませんので、ご注意ください。
- なお、入会手続きはこちらをご覧ください

<http://www.doujidaishi.org/about/admission.html>

2021年10月20日(水) 投稿原稿・要旨提出の締め切り

- 原稿と要旨(800字程度)を、それぞれ3部ずつ提出してください。
- 送付先は以下の通りです。封筒表紙に「同時代史学会学会誌原稿在中」と朱書きして下さい。当日の消印まで有効です。

〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836 静岡大学教育学部 黒川みどり

- あわせて締め切りまでに、原稿・要旨のPDFファイルを、編集委員会宛に電子メール添付にてご送付ください。
- 原則として投稿後3ヶ月以内に審査結果をお伝えします。掲載決定後は掲載決定証明書を発行できますので、ご相談ください。
- お送りいただいた原稿・電子ファイルは、厳重に管理し、査読後はこちらで破棄いたします。

- エントリー後に投稿を辞退される場合も、ご連絡をお願いします。

2022年1月 審査結果通知（予定）

2022年8月 刊行（予定）

投稿について、ご不明の点やご相談などがありましたら、電子メールで編集委員会（下記アドレス）へ問い合わせください。

同時代史学会編集委員会 journal@doujidaishi.org

<編集後記>

昨年の総会での承認を受け、本号より News Letter が電子版として発行されることとなった。電子化に際して、インターネットへのアクセスができない、あるいはデジタル機器の利用が困難な人々への対応策も従前に検討されており、講じられることとなっている。

電子化の促進は、図書館や文書館などにおいては、以前より推進されてきたものの、日本とアメリカにおいては大きな差異を感じる。アメリカの大学、研究機関の図書館は、2008年に共同事業として Hathi Trust デジタル図書館を設立するなど、電子化資料の利用を促進し研究者、学生の利用に供してきた。今回のパンデミックに際しては、世界中の多くの出版社、公的機関が、一時的にアクセス制限を解除したことを受け、より多くの電子化書籍、資料が図書館を通じて公開された。これが可能となったのは、立法と判例などを積み重ね、著作権と公正な利用に関する解釈が確立されてきたからである。("Public Statement of Library Copyright Specialists: Fair Use & Emergency Remote Teaching & Research." 2020年3月25日付参照。)

一方、日本では、歴史学関係の諸団体が「国立国会図書館デジタルコレクションの公開範囲拡大による知識情報基盤の充実を求めます」との公開要望書を、昨年の2020年5月23日付で発表している。パンデミック後も視野に入れ、著作権に配慮しながらも、国立国会図書館所管のデジタルコレクションへのアクセスと、複写物の電子メール等による提供など、要望書では、至極当然の要求がなされている。そして最後に、「J-STAGE、国立国会図書館、CiNii との連携サービスにより、国内学術雑誌のほとんどすべてを利用者が電子媒体により閲覧できる体制をつくっていただきたい」と結んでいる。電子化の流れは、多くの研究者の要望である。日本においても、著作権法など関係法令の早急な改正、整備を求めたい。

本 News Letter も電子化に際しては著作権、会員の権利などを考慮し、最新号にはパスワードによるアクセス制限をかけて、印刷そして変更を不可のファイルを作成している。御理解をいただければと思う。また電子化が緒に就いたことで、2014年より担当してきた News Letter の編集を、バトンタッチいたします。(文責 岡本公一)

同時代史学会 News Letter 第37号

発行日 2021年4月1日

連絡先:

〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1

日本大学法学部 9603 研究室 原山浩介 気付

電子メール: info@doujidaishi.org